



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

株 式 会 社 C K サ ン エ ツ  
代 表 取 締 役 社 長 釣 谷 宏 行  
(コト<sup>ホ</sup>番号 5757 名証第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 部 長 松 井 大 輔  
TEL (0766) 28-0025

### 「従業員持株会信託型 ESOP」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「従業員持株会信託型 ESOP」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 導入の目的

本制度は、福利厚生の一環として、当社ならびに当社グループ会社社員（以下「当社グループ社員」といいます。）の安定的な財産形成を促進するにあたり、当社グループ社員の勤労意欲や会社経営への参画意識を高め、その結果として、当社の企業価値の向上を図ることを目的に導入するものであります。

##### 2. 本制度の概要

本制度は、「CKサンエツ従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入する当社グループ社員を対象に導入いたします。

当社は、持株会に加入する当社グループ社員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下「持株会信託」といいます。）を設定いたします。

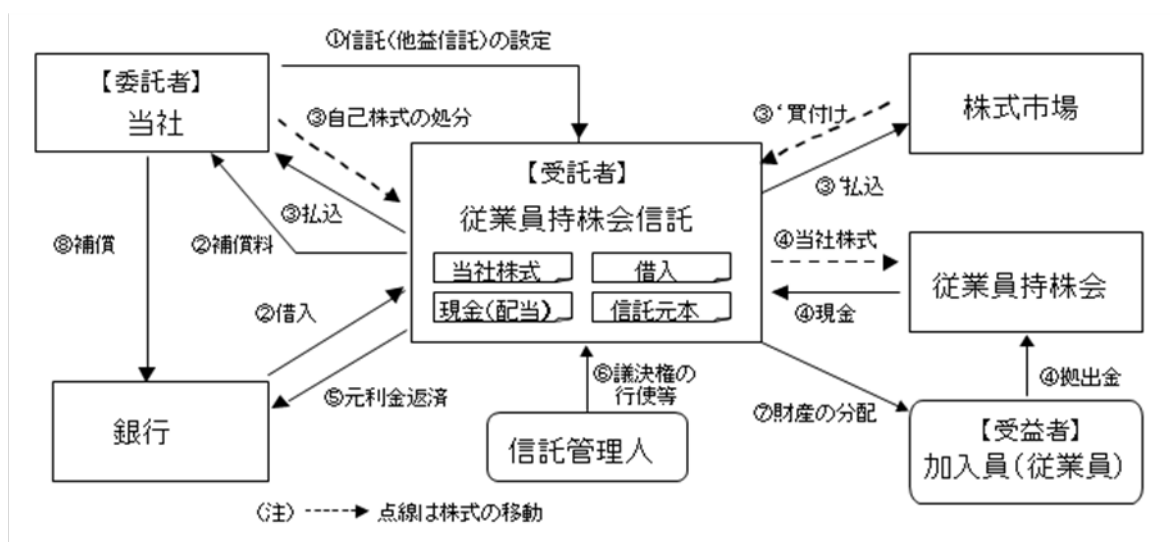
持株会信託は、持株会が今後 5 年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で一括して取得いたします。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後、持株会による当社株式の取得は、持株会信託より行います。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する当社グループ社員に対して分配します。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対し

て残存債務を弁済します。その際、持株会に加入する当社グループ社員がその負担を負うことはありません。

本制度の決議と同時に、現在当社が保有する自己株式 568,000 株を持株会信託に対して一括して処分することを決議いたしました。詳細につきましては、本日付、「従業員持株会信託型 ESOP の導入に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 3. 本制度の仕組み



- ①当社は、受益者要件を充足する当社グループ社員を受益者とした「従業員持株会信託（他益信託）」（以下「持株会信託」といいます。）を設定します。
- ②持株会信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当社、持株会信託、銀行の三者間で持株会信託の行う借入に対して補償契約を締結します。補償契約の対価として、持株会信託は補償料を当社に支払います。
- ③持株会信託は信託期間内に従業員持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します。（自己株式の処分による方法および取引所市場（立会外取引を含みません。）から取得する方法によります。）
- ④持株会信託は信託期間を通じ、保有する株式を、毎月一定日に従業員持株会に時価で売却します。
- ⑤持株会信託は従業員持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金の元本金利返済に充当します。
- ⑥信託期間を通じ、受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人が議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。
- ⑦当社株式の売却により借入金を返済後、持株会信託内に残余財産がある場合には、受益

者要件を充足する当社グループ社員に対し、信託期間内に買い付けた株数等に応じた分配金が交付されます。

- ⑧持株会信託内の残余財産を処分後に借入債務が残存する場合には、補償契約に基づき、会社が残存債務を支払います。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

#### 4. 本信託の概要

- (1) 委託者 当社
- (2) 受託者 三井住友信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- (3) 受益者 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
- (4) 信託契約日 平成 28 年 5 月 20 日（予定）
- (5) 信託の期間 平成 28 年 5 月 20 日～平成 33 年 5 月末日（予定）
- (6) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

#### 5. 本信託による当社株式取得の内容

- (1) 取得する株式 当社の普通株式
- (2) 取得価額の総額 780 百万円（予定）
- (3) 株式取得期間 平成 28 年 5 月 20 日～平成 28 年 5 月 31 日（予定）
- (4) 株式取得方法 自己株式の処分（第三者割当）および取引所市場（立会外取引含む）により取得

以上